

○国立大学法人お茶の水女子大学黒田チカ賞授与実施要項

〔平成27年1月21日〕
制 定

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人お茶の水女子大学「お茶の水女子大学賞」授与規則（以下「規則」という。）第3条第2項、第4条第3項、第6条第2項及び第7条の規定に基づき、規則第3条第1項第2号に規定する黒田チカ賞に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 黒田チカ賞は、本学及びその前身校において数多くの女子学生を育て、天然色素の構造について長年にわたって優れた研究を行い、日本初の女性化学者として活躍した黒田チカ氏の遺志が若い世代に受け継がれることを願い、自然科学の諸分野において活躍が期待される女性研究者を顕彰することを目的とする。

(受賞者の人数)

第3条 黒田チカ賞の受賞者は、毎年2名を限度とする。

(受賞対象者)

第4条 黒田チカ賞の受賞対象者は、自然科学の諸分野において研究業績が顕著であり、将来当該分野において国際的に活躍する女性研究者となることが期待される者で、募集の当該年度末において満35歳以下又は博士号取得から8年以内の者を対象とする。

2 受賞対象者は、日本国籍を有する者又は日本において高等教育を受けた者とする。

(授与)

第5条 授与式において、学長が賞状並びに副賞の盾及び10万円を授与する。

(募集方法)

第6条 黒田チカ賞の募集は、他薦によるものとし、公募により広く推薦を募る。

(選考委員会)

第7条 黒田チカ賞の受賞候補者を選考するため、選考委員会を置く。

2 選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理学部長
- (2) 理学部各学科長
- (3) その他学長が必要と認めた者

3 選考委員会に委員長を置き、理学部長をもって充てる。

(選考方法)

第8条 選考委員会は、推薦書及び業績等の応募書類並びに面接により受賞候補者を決定する。

(事務)

第9条 黒田チカ賞の事務は、企画戦略課が行う。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、黒田チカ賞に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要項は、平成27年1月21日から施行する。